石綿健康被害救済法が改正されました

石綿によって健康被害を受けた方々の救済を充実するために、石綿健康被害救済法が改正され、令和４年６月17日に施行されました。

この改正により、特別遺族給付金の請求期限が延長されるとともに、支給対象が拡大されました。

石綿健康被害救済法とは、石綿による健康被害に関しては、仕事により発症したときは労災補償の対象となりますが、それ以外の被害者を迅速に救済するために制定され、平成18年３月27日から施行されました。

この法律により、労災補償の対象とならない周辺住民などに対して救済給付が支給されるとともに、労災補償を受けずに亡くなった労働者のご遺族の方に対して特別遺族給付金が支給されます。

労災補償の対象とならない方への救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構で行っています。

特別遺族給付金とは、石綿にさらされる業務に従事することにより石綿を原因とする中皮腫や肺がん等にかかり、これにより石綿救済法の施行日の前日（平成18年３月26日。今回の改正により令和８年３月26日まで拡大）までに亡くなった労働者のご遺族の方について、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（５年）によって消滅していた場合にその請求に基づき支給されるものです。

特別遺族給付金には、特別遺族年金と特別遺族一時金があります。特別遺族年金は原則年額２４０万円、特別遺族一時金は１２００万円で、令和４年３月27日が請求期限となっていましたが今回の改正により令和14年３月27日まで延長となりました。

▽

【石綿健康被害救済法の改正の具体的内容】

■特別遺族給付金の請求期限の延長

現行：令和４年３月27日まで

改正後：令和14年３月27日まで（10年延長）

■特別遺族給付金の支給対象の拡大

⑴現行：平成28年３月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方

改正後：令和８年３月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方

（注）労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（５年）によって消滅した場合に限られます。

⑵労働者が亡くなった時期により支給対象となる給付が異なります。

①平成29年６月16日までに亡くなった場合

○改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

（※）特別遺族給付金は、原則として請求の翌月分から支給されます。ただし、平成28年３月27日から平成29年６月16日までに亡くなった場合の特別遺族年金の支給は、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から、さかのぼって行われます。

②平成29年６月17日から令和８年３月26日までに亡くなった場合

○労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続を行ってください。

○ただし、改正石綿救済法の施行日（令和４年６月17日）以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から５年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

○なお、令和８年３月27日以降に亡くなった場合も、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。

▽

請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合（１年未満）や、カルテやエックス線写真などがないために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。